

独立行政法人国立病院機構岩国医療センター面会規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構岩国医療センター（以下「当院」という）の入院患者と家族等の面会に関し必要な事項について定め、入院患者の療養生活の質向上及び尊厳の保持を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 入院患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しない。また、やむを得ず面会の制限を行う場合であっても、必要以上に厳格な制限は行わない。

(面会時間)

第3条 面会時間は、原則として別紙1に定める時間帯とする。

(面会場所)

第4条 面会場所は、原則として次に掲げる場所とする。

- 一. 病棟内ラウンジ
- 二. 入院患者の病状等により病室内

(面会者)

第5条 面会者は、原則として15歳以上の入院患者の親族または患者が希望する支援者等とする。

(面会時の留意事項)

第6条 面会に際して面会者は、次に掲げる事項に留意する。

- 一. 一度の面会時間や人数の制限は設けないが、一度に5名以上の面会は控える。
- 二. 発熱や咳等のかぜ症状のある場合、体調が優れない場合の面会は控える。
- 三. 手術や検査当日の家族の面会については、病棟スタッフから個別に案内する。
- 四. 飲食物の持ち込みは、事前に病棟スタッフに確認する。なお、生モノ、餅類やこんにゃくゼリーは、持ち込みを禁止する。

(面会時の禁止事項)

第7条 面会中は、次に掲げる事項を禁止する。

- 一. 病棟内での飲食
- 二. 大声での会話や他の入院患者の迷惑をなす行為
- 三. 無断での病室移動や他の病室への立ち入り
- 四. 院内での写真撮影、音声録音
- 五. 医療機器への接触や操作
- 六. 病院職員の指示に従わない行為
- 七. 生花の持ち込み

2 前項各号に違反した場合、面会を中止することがある。

(面会制限)

第8条 次に掲げる場合には、必要最小限の範囲で面会制限を行う。

- 一. 感染症の流行や院内感染発生時
- 二. 入院患者の病状が不安定な場合
- 三. 医療安全上の理由がある場合
- 四. その他、院長が必要と認めた場合

(規程の見直し)

第9条 本規程は、法令の改正や社会情勢の変化に応じて、少なくとも年1回以上見直しを行うこととする

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

【一般病棟】

平日	13:00 ～ 20:00
休日（土・日・祝・年末年始）	10:00 ～ 20:00

【一般病棟以外】

① 10階東病棟（緩和ケア病棟）、5階西病棟（救命救急センター）

・面会可能時間帯に制限はないが、患者及び家族が希望された者のみ面会可能。

② ICU（集中治療室）

毎日	10:00 ～ 15:00（原則）
----	-------------------

・患者の病状に応じて面会の可否を判断。

③ NICU（新生児集中治療室）

毎日	14:00 ～ 16:00
	18:30 ～ 19:30

・面会できるのは、原則としてご両親のみ。

・ご両親以外の者（15歳以上の親族に限る）は、ガラス越しの面会となるが、事前の予約が必要。